

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3123号)

令和6年9月25日

横情審答申第3123号  
令和6年9月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和4年10月14日旭税第463号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「審査請求書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」の  
個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「審査請求書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」の保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市行政不服審査会あて、請求者が作成し提出した「令和4年5月20日付・審査請求書」を旭区長が送付するにあたり作成した施行文書写しの開示。」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年7月14日付で行った「審査請求書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、旭区総務部税務課に令和4年5月18日に「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面1」という。）を提出し、同月20日に「審査請求書」（以下「書面2」という。）を提出している。書面2は書面1を補正するものであることから、書面2を書面1の補正文書として受け付けた。
- (2) 本件本人開示請求書の記載から、書面2を審査庁に送付するに当たって作成した施行文書の写しを求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。これ以外に審査請求人が求めている文書は作成しておらず、保有していない。
- (3) 審査請求人は、本件処分の決定通知書の記載不備についても主張しているが、開示する文書の件名、作成年度、文書番号等を正確に記載しており、実施機関の決定通知書に記載不備はないと考える。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消した上で請求した文書の開示を求める。
- (2) 請求者が提出した文書名の記載がなく、何の文書を送り、何に対し全部開示されたのかが分からない。表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 固定資産税及び都市計画税に係る審査請求の対応事務について

固定資産の価格及び課税標準については、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が同台帳に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。

こうした課税処分について不服がある納税義務者は、審査庁に対し審査請求をすることができる。

審査請求は、審査庁又は処分庁に審査請求書を提出して行うこととされているところ、各区役所の税務課に提出された場合は、これを供覧し、審査請求の事務を所管している総務局総務部法制課に送付する。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた書面1及び書面2を審査庁に送付する際の令和4年5月31日付の送付文と書面1及び書面2の写しである。

- (4) 本件処分の妥当性について

本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課に提出した書面2を同課が審査庁へ送付するに当たり作成した文書について請求していると解される。

当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、書面1及び書面2をあわせて令和4年5月31日に審査庁宛てに送付したことが認められた。

したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。

なお、審査請求人は「表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報 の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 10 月 14 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 11 月 11 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 4 年 11 月 14 日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
令和 4 年 11 月 25 日	・審査請求人から意見書（再追加）を受理
令和 6 年 7 月 24 日 （第 387 回第一部会）	・審議
令和 6 年 8 月 28 日 （第 388 回第一部会）	・審議